

## Client Alert

7 June 2021

### 通商法 301 条に基づく対中追加関税に関する新たな除外プロセス等を設ける「米国イノベーション・競争法案」が今週にも米国上院を通過する見込み

本アラートに関する  
お問い合わせ先



Christine M. Streatfeild  
Partner (Washington, DC)  
+1 202 835 6111

[christine.streatfeild@bakermckenzie.com](mailto:christine.streatfeild@bakermckenzie.com)

2018 年以降、対中追加関税賦課の根拠となってきた 1974 年通商法 301 条を改正する「米国イノベーション・競争法案<sup>1</sup> (The United States Innovation and Competition Act)」について、5 月末の上院財政委員会で超党派の修正合意が成立し、未だ複数の共和党議員が反対の姿勢を示しているものの、メモリアル・デーの休会期間が明けた今週 6 月 8 日にも米国上院を通過し、下院に送付される見通しとなった。

米国における輸入業者や外国生産者は、通商法 301 条に基づく中国からの輸入品に対する追加関税の除外プロセスの帰趨を巡り、不安の思いを持って議会の審議を見守ってきた。トランプ前政権は、これまで様々な通商法 301 条に基づく追加関税の適用除外品目を公表・延長してきたが、コロナ禍に関連した個人用防護具 (PPE) などの少数の例外を除き、多くの品目の期限が 2020 年 12 月 31 日までとされていたところであった。そのため、現時点においては、約 4500 億ドルにも及ぶ中国からの輸入品の多くに多額の追加関税が賦課されている状況となっている<sup>2</sup>。

同法案は様々な事項を含む長大なものであるが、そのうち 1974 年通商法の改正に係る部分のポイントは、①新たな 301 条除外プロセスの導入、②既に失効したものを含む 301 条適用除外品目の復活、③コロナ対応に係る追加の免税品目の導入、の 3 点である。

①については、これまで米国通商代表部 (USTR) に任せられていた 301 条追加関税の適用除外プロセスが法定され<sup>3</sup> (新設された 305A 条)、(i) 当該品目又は合理的な代替品が商業的に入手可能でない、(ii) 追加関税が米国内の低・中所得家庭が日常的に消費する品目の消費者価格を不合理に上昇させるかどうか、(iii) 追加関税が米国製造業の生産に不合理な影響をもたらすかどうか、(iv) 追加関税が契約の履行能力又は重要インフラの建設能力に不合理な影響をもたらすかどうか、(v) 除外を与えないことにより特定の企業が支配的地位を濫用する恐れが生じるかどうか、といった判断基準が設けられた<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 同法案の 1974 年通商法の改正に関する部分の条文は、以下を参照。

[https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/trade\\_act\\_of\\_2021\\_as\\_adopted.pdf](https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/trade_act_of_2021_as_adopted.pdf)

<sup>2</sup> ジェトロによると、2020 年の中国からの米国への輸出額は、4,520 億 57 万ドルであった。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/817de6ade1319d78.html> を参照。

<sup>3</sup> USTR が法律の根拠なくこのような除外プロセスを設けることについては、議会を始めとする関係者等から様々な懸念が示されていた。Congressional Research Service, Section 301 of the Trade Act of 1974: Origin, Evolution, and Use (Updated December 14, 2020) pp. 41-42 参照。 <https://fas.org/spp/crs/misc/R46604.pdf>

<sup>4</sup> 同法案の 90-91 頁を参照。

## 日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



松本 泉  
カウンセラー  
+81 3 6271 9720  
[izumi.matsumoto@bakermckenzie.com](mailto:izumi.matsumoto@bakermckenzie.com)



篠崎 歩  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9694  
[ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com](mailto:ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com)

②については、過去に認められ、官報に掲載された全ての適用除外品目が復活し、2022年12月31日まで効力が延長されるとともに、本年1月1日以降、同法案の成立の間までに支払った一部品目<sup>5</sup>の301条追加関税の還付等が認められることとなった<sup>6</sup>。なお、この還付申請は、同法案の成立から180日以内に行う必要がある。

③については、米国国際貿易委員会によって特定されたコロナ対応に関連する品目について、同法案の成立から16日目以降、2023年1月15日までに輸入されたものは、一切の関税がかからないものとされている<sup>7</sup>。

同法案が米国議会を通過するまでには今後も様々な障害が予想され、議会における審議プロセスで上記の内容が修正される可能性もあるが、現時点では同法案は最終的に議会を通過する見通しとなっている。中国に拠点を持ち、米国に輸出を行っている日本企業は、同法案の議会審議の行方を注視するとともに、同法案の成立を見据えた対応を現時点から講じておくことが重要となる。

<sup>5</sup> 法案では、還付対象となる品目は、「仮に2020年12月31日に輸入されていたとすれば適用除外であった品目」とされており、それ以前に既に失効していた適用除外品目は対象外とされている。

<sup>6</sup> 同法案の95-96頁を参照。

<sup>7</sup> 同法案の73-75頁を参照。